

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議（第3回）議事要旨

日 時 平成29年9月26日（火）～平成29年10月11日（水）

方 法 eメールによる持ち回り審議

議 事

前回（第2回）の議事要旨の確認が行われ、持ち回り審議の結果、原案のとおり了承された。

審議事項

（1）学長業績評価の実施について

- ア．学長面談に係る手元資料について
- イ．学長面談の実施方法及び質問事項等について
- ウ．監事及び理事等から意見聴取を行うことについて
- エ．監事及び理事等からの意見聴取を行うこととなった場合の方法について
- オ．業績評価の取りまとめ方法について

持ち回り審議の結果、ア～オについて別紙の原案のとおり了承された。

－ 以 上 －

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議（第3回）（持ち回り開催）【決定内容】

（1）学長業績評価の実施について

ア．学長面談に係る手元資料について

次回（11月17日）開催予定の学長選考会議において、学長業績評価のための学長面談を行うにあたり、各委員の手元の資料として、次の（a）～（h）の資料を用意することとし、その他の資料は特に求めないこととする。

- （a）国立大学法人兵庫教育大学学長選考基準
- （b）所信表明書
- （c）中期目標・中期計画の年度評価
（平成28事業年度に係る業務の実績に関する報告書）
- （d）財務諸表
- （e）事業報告書
- （f）監査報告書
- （g）監事監査意見書
- （h）文部科学省（国立大学法人評価委員会）からの年度評価通知
（平成29年11月10日、各委員へ別途送付の資料）

イ．学長面談の実施方法及び質問事項等について

学長面談は、次の（a）及び（b）の組み合わせとする。

- （a）各委員からそれぞれ質問する。
- （b）学長面談の当日に欠席予定の委員からは、事前に質問事項を提出していただき、議長が代理で質問をする。

ウ．監事及び理事等から意見聴取を行うことについて

- （a）学長との面談結果に基づき、特に必要があれば監事及び理事等から1月開催予定の本会議で意見聴取を行う。

エ．監事及び理事等からの意見聴取を行うこととなった場合の方法について

- （a）イ．で審議いただいた学長面談の実施方法と同様の方法

オ．業績評価の取りまとめ方法について

評価結果の取りまとめ方法については、来年1月19日開催予定の本会議で、学長選考基準の各項目に沿って、各委員による評価を行い、3月16日開催予定の本会議で1月の各委員の評価を基に、事務局が作成した評価結果の原案をたたき台として、取りまとめを行うこととする。